



# TCフォーラム 中央情報

2011年12月15日発行  
第32号

TCフォーラム  
(納税者権利憲章をつくる会)事務局発行  
東京都中野区中野  
2-13-26-301  
電話・03-3382-0124

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

## 納税者の権利後退、義務を強化する 最悪の国税通則法「改正」法が成立！ 憲法成立を機に真に納税者の権利を 確立するために大運動を展開しよう！



国会内緊急集會で開会の挨拶をするTCフォーラム代表委員の鶴見祐策弁護士

まことに残念ながら、去る2011年11月30日に開かれた参議院本会議において賛成209票、反対20票で国税通則法「改正」法案は復興財源確保法案とともに原案通り成立した。法案に反対したのは日本共産党、みんなの党、社民党の3党。

周知のように、今回成立した「改正」国税通則法は2011年1月25日に民主党・政府が提出した法案を三党合意により先送りし、閉会中に与野党の実務者協議(密室協議)により、実質的には野党(自民党)が納得するものにしたうえで再提出したもの。

当初の政府提出法案の中にも、①税務調査において罰則付きで帳簿や物件の提示・提出を求めることができること、②提出書類を留置することができること、③修正申告の勧奨をすることができること、④事前通知をしなくてもよい場合を幅広く法定化すること、⑤更正の請求を1年から5年に延ばす代わりに「偽り」による請求に罰則規定を設けたこと、⑥増額更正処分ができる期間を3年から5年に延ばしたこと、⑦零細な白色申告者に記帳義務を課したこと、⑧納税者権利憲章に権利だけでなく義務を書く

こと、等々看過することのできないものが入っていた。

だが、今次「改正」国税通則法はこれら納税者の義務を強化する部分はすべて残したうえ、①当初提出法案第1条にあった「国民の権利利益の保護を図りつつ」という文言を削除し、②納税者権利憲章の策定を見送り、③文書による事前通知をやめ、口頭ですればよいこととし、④修正申告の勧奨にあたっては調査結果を文書で示さず、口頭で説明すればよいこととする等々、より課税庁の効率アップに寄与するものとなっている。要するに面倒なことは一切削除し、納税者の義務だけをより一層強化した内容になっているのである。

本会議における採決を前に、衆参両院の財金委員会では5人の議員が「改正」国税通則法の問題点を指摘、同法案に反対の意見を表明した(詳細は\*\*面に)。安住財務大臣は抽象的ながら「納税者権利憲章は、政権交代の前から、野党時代から我々としては非常に重要な柱にしていたことは事実ですので、今後も何とか実現するために努力はしたい」(11月29日、水戸将史参議員議員の質問に答えて)と述べている。

我々TCフォーラムは原点に立ち返って、真に納税者の権利を確立するための立法を求め、さらに義務を盛り込まない「納税者権利憲章」の策定を目指し志高く運動を再構築していかなければならない。(文責湖東)

# 廃案を求め国会内において緊急集会

TCフォーラムは去る11月11日、参議院議員会館において「国税通則法「改正法案」上程反対国会内緊急集会」を開催した。当日は全国から会議室が満員になる130人が参加。はじめにTCフォーラム代表委員の鶴見祐策弁護士が挨拶し「今度の法案はひどすぎる。納税者の権利確立を願って運動してきた我々に泥を塗るようなもの。とても認めることはできず、廃案以外ない」と述べた。

国会議員は本集会室をとっていただいた水戸将史参議員議員、菅川洋衆議院議員、橋本勉衆議院議員（以上民主党）、佐々木憲昭衆議院議員（日本共産党）、以上本人出席。秘書出席は川上義博参議員議員（民主党）、郡和子衆議院議員（民主党）、大門実紀史参議員議員（日本共産党）、玉置公良衆議院議員（民主党）、松本純衆議院議員（自民党）、金子洋一参議員議員（民主党）、笠浩史衆議院議員（民主党）、以上7名。

挨拶に立った水戸将史参議員議員、菅川洋衆議院議員、橋本勉衆議院議員はいずれも税理士資格のある議員で、今次「改正」法案が納税者

権利憲章の策定を見送るなど、当初の政府案より大幅に後退しているとして次々に遺憾の意を表明。日本共産党の佐々木憲昭衆議院議員は「廃案しかない。法案成立阻止に向けてともに頑張りましょう」と挨拶した。

集会は湖東事務局長がこの間の経過報告と今次「改正」国税通則法案の具体的変更事項を紹介し、とりわけ、税務調査の現場における納税者・税理士の負担が大きくなる点を指摘した。続いてTCフォーラム事務局の岡田俊明税理士が補足説明を行い、実務上の問題点を掘り下げた。

このあと集会は、京都から出席した市木雅之全国青年税理士連盟会長、大阪から出席した清家裕税経新人会全国協議会会長、香川から出席した中西孝司全建総連副委員長、全国商工団体連合会仲山真常任理事らが決意表明を行った。続いて本集会の名において平石恭子東京税経新人会会長が別掲した決議文を朗読し全員の拍手によって採択した。最後に閉会の言葉を全建総連の小林正和税対部長が述べ散会した。



今回の「改正」国税通則法は1歩も2歩も10歩も後退した、と挨拶する水戸将史参議員議員



「納税者の権利が後退し義務だけが強化された」と挨拶する佐々木憲昭衆議院議員



「納税者権利憲章が外されたのは非常に残念」と述べる菅川洋衆議院議員



熱心に問題点をメモする橋本勉衆議院議員



発言する全国青年税理士連盟会長・市木雅之税理士

# 「修正」 国税通則法案に反対する決議

政府は今次臨時国会に国税通則法「修正」法案を再提出し、法人税減税とともに成立を図ろうとしている。われわれはこの法案の成立に断固反対するとともに、今次臨時国会で廃案にすることを求めるものである。

その理由は、税務調査の際、新たに帳簿・書類等の提示・提出を求めていること、しかもこれを拒否した場合、懲役1年以下又は50万円以下の罰則を科すとしていることである。さらに提出した書類等を税務署に「留置く」ことができるとしていることである。

また、文書による調査の事前通知を行わず口頭でよいとしたうえ、事前通知をしなくてもよい場合については法定化しているのである。

政府・民主党のなかには、納税者からの減額請求が1年から5年に延長されることは納税者の権利の前進だという声がある。ところが、請求内容に「偽り」があった場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すとしている。納税者の救済請求に罰則を付けるなど世界に例を見ない行政優位の規定である。

また、政府・民主党のなかには、すべての処分に理由が附記することは納税者の権利の前進だという声がある。だが、今次法案は「修正申告の勸奨」を法定化しており、修正申告をとれば、理由を付記する必要はないのだからこの規定は実際には「絵にかいた餅」になる。一方、理由附記は零細な白色事業者の処分にも必要だとして、零細事業者には記帳義務を課したうえ実施するとしている。帳簿のない相続税であっても理由を付記するのであるから、記帳義務を法定化しなくても処分理由は書けるはずである。記帳義務にこだわるのは消費税の増税が背景にあるとしか考えられない。

さらに国税通則法「修正」法案で許せないのは、納税者権利憲章の策定を見送ったことである。加えて当初の国税通則法「改正」法案第1条（目的）にあった「国民の権利利益の保護を図りつつ」という文言を削除している。

以上のように国税通則法「修正」法案は国民・納税者の権利保護に資する条項をすべて削除し、逆に義務を強化する条項だけを残している。国税の基本法をこのように「改悪」することは国民・納税者を信頼せず、課税庁優位の税務行政となり、基本的人権を尊重する国際社会の潮流に逆行するものである。

しかも、ほとんど審議時間がとれない臨時国会で拙速に成立させることは大きな禍根を残すことになる。したがって、本集会の名において同法案を審議未了廃案にすることを強く求めるものである。

右決議する。

2011年11月11日、「修正」 国税通則法案反対国会内緊急集会

主催団体・TCフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）



集会決議文を読み上げる東京税  
経新人会会長・平石恭子税理士

## 2011. 11. 18、衆議院財務金融委員会の質疑から 佐々木憲昭氏、納税者の権利後退について激しく政府を追及

11月18日に開かれた、衆議院財金委員会において2人の委員から「改正」国税通則法案について質疑が行われた。以下にその要旨を紹介する。(文責湖東)。

菅川洋委員(民主党) 今回の修正の際に、当初ありました納税者権利憲章が外されたのは非常に残念に思っておりますが、……そもそも平成23年度税制改正において法制化する理由は何ですか。五十嵐副大臣にお伺いいたします。

五十嵐副大臣 今回の措置を講じることにより、税務調査手続の透明性を高める、ひいては税制に対する国民・納税者の信頼の一層の向上につながることを期待して今回法令上明確化することにしたものでございます。

菅川洋委員 OECD加盟国の中で多くの国が納税者権利憲章を導入しているにもかかわらず、日本はまだ制定されておられません。……権利憲章の中身というものは法律にある文章がそのまま明文化される、わかりやすくするというものだと思うのですが、副大臣のご見解はいかがですか。

五十嵐副大臣 納税者権利憲章は多くの国で制定されておりますが、日本においても実は実質的な考え方は前からあったということです。納税者の権利を保護しなければいけないというのは、これはもう当然のことございまして、……納税者権利憲章を提案させていただいたわけですが、与野党の協議の中で、野党の皆さんの感触を踏まえて……今回は見送ることにいたしました。

菅川洋委員 納税者権利憲章をつくることによって税制の先進国の仲間入りをするようになるので、附則にもその旨記載していただきましたので……ぜひとも憲章の成立に向けて今後もお取組をいただきたいと思っております。

~~~~~

佐々木憲昭委員(日本共産党) 安住大臣に確認をしたいと思います。税務運営方針に「納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように務めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう務めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないように、細心の注意を払わなければならない

い」とあります。これは税務署の調査に関する基本姿勢を示したものでありますが、大臣はこの立場で職員を教育・指導する立場にあります。その決意をお聞かせください。

安住国務大臣 税務運営方針は昭和51年に国税庁長官が原則論を職員に対する訓示として示したものです。……これをしっかり守ってやっていただけるものだと思っています。

佐々木(憲)委員 大臣この文章はどうですか。「これまでの税制は為政者の立場に立ったものであった。それは税務行政にも表れている。……税制の中身のみならず、税務行政についても納税者の立場に立ち、根本から改革を進める。……納税者の権利を明確にするために納税者権利憲章を制定する」。これはどこに書いてあった文章かわかりますか。

安住国務大臣 もしかしたら、納税者権利憲章の、我が党がやろうと思っていた法案の中の一部かなと思っております。

佐々木(憲)委員 民主党税調が2008年12月に出した民主党税制抜本改革アクションプログラムの中にある文章であります。基本的には、前回の総選挙で民主党が掲げた政策集の中にも示されております。納税者権利憲章がなぜ必要かということについては、内閣官房参与の峰崎さんが、『納税者権利憲章で税制が変わる!』、こういう表題の本であります。この本の中でこういうふうに言っているんです。「今までの税の徴収の仕方、手続きというのは、徴税の側には非常に有利にできているけれども、納税者の側はあまり考慮されていないという意味で、相当歪んだ仕組みになっている、これは変えていかなければいけない、」と。安住大臣、この問題意識に変わりはありませんか。

安住国務大臣 はい。峰崎先生の教えを守っております。

佐々木(憲)委員 ことし初めに出された法案では、納税者権利憲章を作成し、公表するとなっております。今度の政府修正法案で、これはどうなりましたか。そのようになっているかど

うか、今回の法案ではどうなってますか。

**五十嵐財務大臣** 今年1月に国会に提出した23年度税制改正法案には納税者権利憲章の策定は盛り込まれていましたが、その後の与野党協議の中で野党側の感触を踏まえて、見送るよう与党から要請があったため政府案から外したものでございます。

**佐々木（憲）委員** 大臣、峰崎さんの言うとおりになっていないじゃないですか。野党側の感触と言いますけれども、野党というのはどの党ですか。

**安住国務大臣** どの党とは申し上げられませんが、成立がなかなか難しいという判断だというふうに党から連絡をいただいて、残念ですがけれども、今回そういう形になったということなんです。

**佐々木（憲）委員** 私が聞いている限りは、これは自民党だと聞いておりますけれども。要するに自民党の言いなりになったということじゃないんですか。第1条では、「国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ」という法文になっておりましたが、政府修正案はどうになりましたか。

**五十嵐副大臣** 御指摘のとおり、本年1月の改正案においては、第1条に「国税に関する国民の権利利益の保護を図りつつ」という文言を追加してあったところでございますが、先ほど申しましたように、与党側から、野党との協議の間での感触を踏まえて、見送るよう要請があり、政府としてこの要請を受け入れたところでございます。

**佐々木（憲）委員** これを見ますと、納税者の権利保護に資する条項はすべて削除されている。逆に、義務を強化する条項だけ残したということになるんじゃないでしょうか。納税者の権利を守る、こういう民主党の基本方針は一体どこに行ったのか。これでは、国民の権利保護というのはどうでもよい、こういうことになってしまうんじゃないでしょうか。大臣、どういう感想をお持ちですか。

**安住国務大臣** 更正の請求期間の延長とか理由の附記とか、そういう点では権利の具現化をする事項の実現が図られていると思うのですが、先生がおっしゃったように、原案どおりではない、骨のところはだめじゃないかという御指摘だと思いますが、半年以上粘ってやってきたん

ですが、なかなかコンセンサスを得られなかったということです。

ただ、あきらめたわけではなくて、今後とも、納税者の皆さんの側からの視点での考え方というのを法律に入れていけるよう、コンセンサスを得られる努力はしたいと思っております。

**佐々木（憲）委員** 骨が抜かれちゃって骨抜きになってしまったんですね。具体的に聞きますけれども、税務調査の問題なんですが、税務調査というのは任意調査のことであります。これは大口、悪質な脱税などを摘発する査察調査とは本質的に違うわけでありまして。国税庁にこの違いを説明していただきたい。

**岡本政府参考人（国税庁次長）** お答えいたします。一般論で申し上げますと、いわゆる査察調査とは、脱税事件として検察官に告発し、刑事訴追を求めることを目的として、国税犯則取締法に規定されている権限に基づいて実施しているものでございます。これに対して、通常の税務調査は、適正・公平な課税を行うことを目的として実施するものでありまして、各税法に規定されている権限、いわゆる質問検査権に基づいて実施しているものであります。

**佐々木（憲）委員** 任意調査ですから、これは犯罪調査ではないんです。つまり、適正な課税を行うに当たって事実関係を確認する、こういう調査ですから、相手の同意を得て行う、これが基本なんですね。したがって、税務署は、事前に納税者に対して調査を行いたい旨を通知して、日程、場所について相手の都合を聞いて調整を行う、こういうことになるわけです。事前通知、これがなぜ必要か、理由を説明していただきたいと思います。

**岡本政府参考人** 現在、実地調査に際しましては、調査を適正かつ円滑に進めるために、さらに調査対象者における調査の準備等に資するよう、原則として調査の日時をあらかじめ電話等により通知しておるところでございます。

**佐々木（憲）委員** この日でもよろしいかと事前に相手の都合を聞いて、日程上、例えば、その日は困るということで、都合が悪ければ断ることもできる、こういうことでよろしいですね。

**岡本政府参考人** お答えを申し上げます。事前通知の際には、納税者等の都合を伺って、必要に応じて調査の日時の調整を行っているところでございます。

佐々木（憲）委員 事前にこの日は都合が悪いと言えば、断ることもできるということですね。本来なら、文書によって事前通知をするというのが当たり前だと思いますが、なぜ文書にしなかったのか、この理由は何でしょうか。

五十嵐副大臣 1月の法案においては、これを文書で行うとしてきたところでございますけれども、各党間で協議を続けた中から、新たな税務調査手続の追加については見送るよう要請がございました。この要請を踏まえて、文書で行うことについては外したということでございます。

佐々木（憲）委員 相手の都合を聞くわけですから、いついつこの時間をお願いをしたいと税務署の側が納税者に対して事前に文書で通知する、もともとの法案がそうになっていたんです。ところが、今度はこれを削除して口頭でよいということになれば、納税者の店の前まで来て、今から調査に行きますよと携帯で通知してぱっと入ってしまう。これも事前通知と言えるんですか。

岡本政府参考人 お答え申し上げます。事前通知は、法令上、あらかじめ行うこととされますので、何日前までに行うという規定はございませんが、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるという制度の仕組みをかんがみれば、調査開始日までの相当の時間の余裕を置いて行うことになると考えております。したがって、事前通知の実施に当たりまして、委員御指摘のような、納税者の家の前で事前通知の電話をしてすぐに調査に入るというような運用は考えておらないところでございます。

佐々木（憲）委員 ところが福岡で実際にあった例ですよ。税務署の担当職員が、朝、電話をしてきて、これから調査をしたいのでよろしくと。納税者は明日にしてくれと頼んだんです。そして翌日の三時に税務調査を実施することで約束したんです。ところが、この職員は、その約束をほごにして、もう一人の税務職員と二人でその日の午後三時半ごろにAさんの自宅を訪問して、Aさんが承諾していないにもかかわらず自宅に上がり込んだ。小学生の三女が風邪を引いて寝ているという状況だったそうですけれども、この子供部屋をのぞき見る、寝室をのぞき見る、こういうことをやった上に、無断で台所の引き出しをあける。とんでもない話であります。承諾もなく家に入り込んだ上、プライ

バシーの侵害行為が行われたということなんです。こんなやり方は任意調査と言えないんじゃないかと思うんですが、これが実態なんです。大臣、どう思いますか。

安住国務大臣 今聞かせていただきましたけれども、どこの税務署かもわかりませんので、申し上げられませんけれども、適切な対応をそれぞれやっていたいただければと思っております。それが事実であれば、適正な執行をするよう私の方からも指導してまいりたいと思っております。

佐々木（憲）委員 次に、任意調査に行って、相手の同意を得ながら調査を進める。そのとき、帳簿書類をちょっと貸してくださいと言って税務署が持ち帰る場合があるわけですが、これは当然、同意がなきゃ持って帰れないと思うんですが、そのとおりでよろしいですね。

五十嵐副大臣 御指摘のとおりでございます。

佐々木（憲）委員 そのとき、その帳簿を今持っていかれたら商売ができないからちょっと待ってくれと断ることはできますか。

五十嵐副大臣 強制的にもって行くことはできません。あくまでも納税者の承諾のもとで行われるということになります。

佐々木（憲）委員 ところが、同意を前提とする任意調査にもかかわらず改正法には罰則があるんですね。何のために罰則をつけたんですか。

岡本政府参考人 お答え申し上げます。現行の運用上、帳簿の書類その他の物件の提示、提出については、調査の過程で多くの納税者の協力を得て実施してきているところでございますけれども、条文上不明確だとして一部の納税者の方々から協力が得られないケースもあり、課税の公平上の問題もあつたところであります。今般、調査の事前通知が法律上明確化されることとあわせて、税務当局が物件の提示、提出を求めることができることについても法律上明確化したものと承知しております。今回の見直しによりまして、正当な理由がなく提示、提出に応じない場合には罰則の適用があり得ることとされておりますけれども、この罰則をもって強権的に提示、提出要求をすることは考えておりません。あくまでも納税者の方々の御理解、御協力が得られるように努めまして、その承諾のも



とに行うという従来の運用を変更することは考えておりません。

**佐々木（憲）委員** だったら、罰則は要らないじゃないですか。罰則規定はどういうときに発動されるんですか。

**古谷政府参考人** 新しく設けました条文では、正当な理由がなくこれに応じない場合に罰則が発動されることがあり得るということでございます。

**佐々木（憲）委員** 正当な理由がなくというのは、例えばどんな場合ですか。税務署員がそれを判断するんですか。税務署員が正当な理由がないと思ったら持って帰ることができるんですか。それを拒否したら罰則だと、こういう話になるんですか。そんな勝手な税務署の判断で、帳簿も持っていくというようなことはおかしいんじゃないですか。

大臣、こんな罰則は外しなさいよ。先ほどの答弁にあったように、任意調査は納税者の同意を得て初めて成り立つんです。都合が悪ければ拒否もできるんですよ。だったら罰則なんて要らないんです。この規定は外してください。

**安住国務大臣** これを外すのはなかなか難しいとは思いますが。ただ、正当な理由がなく提示、提出に応じない場合の、正当な理由がもう少しわかりやすければいいんだとは思いますが。しかし、先ほども国税庁の次長が答弁していましたけれども、この罰則を強権的に行使することは考えていませんということなんです。正当な理由については、比較的わかりやすい説明をきちっとできるようにしたいと思います。

**佐々木（憲）委員** それから、提出した帳簿を税務署に留置くことができることになっているんですね。留置くということはどういうことですか。納税者が営業上、税務署に置いたままだと困るんだ、返してもらいたいと言ったら、すぐ返してくれますか。

**岡本政府参考人** 物品の預かり、留置きにつきましては、これまでも税務調査におきまして運用上行われてまいりましたけれども、今般、手続の明確化を図る観点から法定化されたものと承知しております。現行の運用におきましても、留置いた物件については、留置く必要がなくなったときには滞滞なくこれを返還しているところでありまして、御指摘のように、納税者か

らの返還の求めがあった場合にも、特段の支障がない限り返還することとしております。法定化後においても同様の運用になるものと考えております。

**佐々木（憲）委員** 帳簿を返してくれといったら、例えばコピーしてすぐ返せば済む話でしょう。返してくれといったら、返しますというのが当たり前じゃないんですか。

**岡本政府参考人** 御指摘のように、コピーをとるなどしてできる限り納税者の方に早期に返すよう努めておるところでございます。

**佐々木（憲）委員** では、返してくれといったらすぐ返す、こういうことでよろしいですね。確認をしておきたいと思えます。

**岡本政府参考人** 個別事案に基づいて適切に判断させていただきましても、先ほども申し上げましたとおり、納税者の返還の求めがあったときには、できる限り、コピーをとるなどしてお返ししたいと思っております。

**佐々木（憲）委員** 我々は民主党が野党のとき、民主党と共闘していたんだけど、いつの間にか、与党になって立場がおかしくなってきた。納税者の立場に立つというあなた方が掲げた政策を実行すべきです。一時的に後退しても、さらに前進するんだ、そういう決意が、そういう腹づもりが本当にあるのかどうか、その辺を大臣に確認しておきたいと思えます。

**安住国務大臣** 政権交代の前には、納税者権利憲章とか通則法の改正とか、そういうことは出てこなかったわけですから、ようやく納税者の側からも、納税する側の人たちの立場に立った考え方というものをこの法律に盛り込んでいけるようになったのは、やはり政権交代の成果だったと私は思います。

先生御指摘のような考え方は、我々と近いところもありますが、しかし、目下の国会情勢の中で、すっきりとその法案が通るわけではないので、軍隊用語になりますが、匍匐前進しながら頑張っていきたいと思っております。

**佐々木（憲）委員** 以上で終わりますけれども、日本の場合、納税者一人一人の権利というのは、民主党が指摘していたように、非常におくれているわけです。したがって、我々は引き続き財務大臣とこの問題について徹底的に議論をし続けていくということを宣言いたしまして、終わらせていただきます。







調査員で、今すぐ資料の照会に協力してという。月末で忙しい、郵送にしてと言うと、こっちは遠くから来ている、手ぶらで帰れないと高圧的。人の都合も聞かずにアポなしでやってきて、大昔の資料を求める彼らに一旦帰ってもらったが、今度は下で待っていると、何度も電話がかかる。戦争中の憲兵を思い、恐ろしくなった」。こういうコラムの文章なんですね。このコラムについて、財務大臣はどう思われますか。

**安住国務大臣** どういうシチュエーションでそういうことになったのか、事実がわからないので……。ただ、多分熱心な調査官だったのかなと思う反面、モラルの面でどうだったのかということですから、あえてコメントは避けさせていただきます。

**水戸将史委員** 財務大臣は恐らく、税務調査に立ち会ったこともないし、税務調査を受けたこともないということを言わざるを得ないですね。そもそも、納税者の権利というのは、何か権利が独り歩きをして、納めるべき税金を納めないというような、そんな理解では困るんですね。もともと税務職員が、このコラムにあるように、不適切な調査や度を越えた税務調査があったとき、その納税者がどういう立場に置かれているのか、その立場というものを認めてあげる必要がある。そして、仮に不当な手続や調査があった場合、納税者をまもる必要がある。これが納税者の権利というものです。先進諸国でもこの立場で納税者権利憲章なり納税者権利保護法が制定されているのです。今回提出された法案からこの部分が取り下げられてしまった。一步も二歩も十歩も後退しているんですね。期待をしていた納税者の皆さんは落胆の色を隠せない。非常に失望しております。

財務大臣、何か与党が、自民党に反対されたから取り下げたのかなんとかと言っておられますが、納税者権利憲章を制定するということは民主党がいみじくもマニフェストに掲げたものなんですね。それをいとも簡単に取り下げってしまった。多くの方々が失望と落胆の色を隠せないのですが、反省も交えてこれからどうしていくのかということを経済大臣の言葉で聞きたいと思っています。

**安住国務大臣** 昨年来、熱心に議論をし1月に提出したわけですからたいへん残念なことではあります。しかし、現実の政治の判断の中で、

党側から、これがある限りはほかのものを含めて通らないよという御指摘がありましたものですから、私は取り下げる判断をしました。しかし、納税者権利憲章は、政権交代の前から、野党時代から我々としては非常に重要な柱にしてきたことは事実ですので、今後も何とか実現するために努力はしたいと思っております。今回は納税者権利憲章の制定を見送りましたけれども、税務調査手続の見直しとか更正請求期間の延長、また処分理由の付記等は納税者の皆さんにとって利益になりますので、これについては相当な前進はできるのではないかと考えております。私は水戸さんのように税理士ではないので調査の現場のことなど詳細なことまでは分かりませんが、しかし、与野党の合意を得て成立に至るということは決して意味のないことではないと考えております。今後とも、与党と協力しながら、実現のために地道にやっていくということは、必要なことでだと思っております。

**水戸将史委員** 財務大臣、一步前進二歩後退というんじゃないんですね。今いみじくも、評価できる面があるというような話をされましたけれども、例えば、納税者からの減額請求、確かに1年から5年に延長するということはいいんですけれども、しかし、そのおまけとして、「偽りによる請求」に罰則を付けているんですね。

この「偽り」というのは、納税者が減額請求をするとき、「偽り」かどうか、故意か過失かというのがありますけれども、その判断はあくまでも税務職員がするわけですよ。そうしたら恐ろしくて、納税者は減額請求を出せませんよ。そういうふうになるんです。

なぜこんな罰則規定を今回の法案に載せたんですか。「偽り」が税務職員の恣意的な判断にならないようにどのように歯止めを掛けるのかについてコメントをいただきたい。

**安住国務大臣** 詳しくは国税庁の次長も来いますから答弁させますけれども、悪質な虚偽請求を可能な限り抑制するということは私はいいことだと思うんです。円滑な税務行政に資する観点から、故意に虚偽の更正の請求を提出した者を処罰すること、この故意とは何かということですが、それは長年税務署がやってきた中で、判例ではありませんけれども、これは税理士の先生方やまたその税務当局側の中で考

えていることにそんなに著しい違いがあると私は思いません。たしかにグレーゾーンがありますから様々な議論はあると思いますけれども、5年に延長した代わりに、悪質なものについては罰則が必要であるという認識を持っているということでございます。

水戸将史委員 過大に税金を納め過ぎた分を返してくれという納税者が、偽善者ぶって、請求の内容をごまかすなどという、そんなことをする人はいませんよ。是非適正な対応をしていただきたいということを私強く要望したいと思います。

次に書類の提出ですが、税務署の職員は納税者にいろんな書類の提出を求めるわけですね。そして調査に必要なときは、その書類を税務署に留置くことができることになっています。留置きをされた場合、その書類がないと納税者は営業活動に支障を来すことがあります。改正案には規定がありませんが、従来から書類等を持ち帰る場合、これこれこういうものを預かりましたという「預かり証」を書いていきました。税務職員と納税者は一定の信頼関係でやってきたわけですよ。あえて今回は、この改正法の中に留置くということを法制化するというのですから、従来の慣習、慣行どおり、ちゃんとした「預かり証」というものを発行する必要があると思うのですが。「預かり証」はどうするつもりですか。

岡本政府参考人 執行の実務面のお話でございますので、私の方から答弁させていただきます。今般の改正におきましては、従来から運用上行われてきました物件の預かり、留置きの手続につきまして、手続の明確化を図る観点から法定化することとしております。現行の実務においては、調査において必要がある場合には、納税者等から帳簿書類等の借用を行っておりまして、その際には、「預かり証」を作成し、納税者等に交付しているところでございます。こうした点を含め、預かり、返還等に関する手続を政令上明らかにすることとされると承知しております。法律施行後におきましても、提出された物件を預かる場合には、従来と同様、「預かり証」を交付することとなります。

水戸将史委員 是非、従来どおりの形で一定の信頼関係をつくる、そういった手だてをこれか

らも継続してやっていただきたいと思います。最後の質問でございます。

調査が一段落し、税務職員が間違いを発見したとき、納税者に対しどこどこが間違っていると指摘し、修正申告をしてくださいと勧奨するわけですね。このとき、当初の法案では文書で示すと書いてあったんですが、今回修正されたものでは、調査結果の文書を交付しないというように変わっているんですね。なぜ文書で通知をしないことに変わってしまったんですか。従来も修正申告の勧奨をする際にはメモ書き程度を出して、ここここが違っているから修正してくださいという話をするんですけども、今回文書で通知しないことになったとしても従来どおり、メモ書き程度のものを示して納税者に周知をするという手法を取るのかどうか、この2点についてお答えいただきたい。

安住国務大臣 納税者に対する調査結果の内容をどう説明するかということでございますが、現在の実務においても申告に非違事項があると認められる場合には、納税者に対して非違の内容及び金額を十分に説明をするということになっているわけです。ですから、いわゆる口頭で行った場合に聞き違いが生じないよう法律制定後ももしっかり説明していきたいと考えておりますので、今委員御指摘のように、メモ等が必要であればその場でメモを示すというこれまでのやり方をやっていくことになると思います。

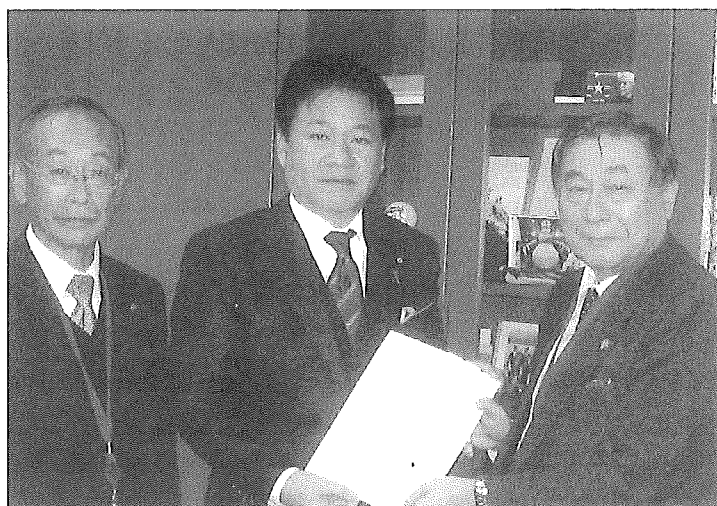
水戸将史委員 是非従来どおりやっていただきたいと思います。先ほどらい申し上げているように、納税者の権利というものをうたいながらも、円滑な税務行政をやっていくこと、税務職員と納税者の間に一定の信頼関係を構築すること、そういう環境を整えていこうじゃないかというのがそもそも今回の改正の趣旨だったんですね。民主党もマニフェストで納税者権利憲章をうたってきました。諸外国もやっていることを見習いながら、日本の制度の中に納税者の権利をとり入れていく。最初の理念は非常にすばらしかったし正しかったと思うんです。それが一歩も二歩も後退したのですから、これは税務行政を取り仕切るトップの立場にある方々には猛省をしていただかなければならない。そして次なる第一歩を新たな形で歩んでいただくことを強く要請して、私の質問を終わります。

## TCフォーラム藤井裕久民主党税調会長、 衆参財金委員長に面談申し入れ

TCフォーラムは臨時国会の終盤にさしかかった11月14日、藤井裕久民主党税調会長、海江田万里衆議院財務金融委員会委員長、尾立源幸参議院財政金融委員会委員長の3名に、11月11日の集会決議にもとづき、「改正」国税通則法案の廃案を要求するため文書で面談を申し入れた。藤井裕久党税調会長からは返事がなかったが、尾立源幸氏には、鶴見代表、湖東事務局長、槐島、小俣の両事務局長の4名で面談した。また海江田万里氏とは湖東1人が面談すること

ができた。尾立、海江田両氏とも政府が再提出した同法案について「ここまで来ては粛々と審議するだけ」という立場は崩さないものの、「長年にわたり、TCフォーラムの皆さんと一緒に運動してきたことからすれば満足の行く法案でないことは事実」との認識については一致した。

なお、海江田万里氏は空席になっていた「納税者の権利を確立するための議員連盟」の会長を引き受ける意向を表明してくれた。



尾立源幸参議院財政金融委員会委員長と面談し、集会決議文を渡す  
鶴見代表と湖東事務局長（2011年11月17日、尾立議員室にて）

### TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)事務局 の住所、電話番号、FAX番号変更のお知らせ。

2012年1月11日（水曜）から中野合同税理士事務所の移転にともない、下記のとおり住所と電話番号・FAX番号が変わります。

新住所……〒164 - 0001 東京都中野区中野 4-5-1- KIビル 501  
☎ 03-338<sup>ゼイリン</sup>⑤-0124 FAX 03-338⑤-0125

(従来の電話番号の局番の2が5に変わるだけですが、かえって間違いやすいのでご注意下さい。)